

F.S.A. Styling Map 検定 規約



2014年4月1日 施行

2019年4月1日付

第1条（目的及び名称）

本検定は、一般社団法人日本ファッションスタイリスト協会（以下、「当協会」という）によるスタイリングの普及及びスタイリストの知識・技術レベルの評価・認定を目的に実施され、名称を『F.S.A. Styling Map 検定』（以下、「本検定」という）と称する。

第2条（運営者）

本検定は当協会が運営し、事務局を以下の所在地におく。

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 6-18-8 ニュー関口ビル 4F

第3条（実施要項の公示）

本検定にかかる、検定を実施する業種、検定レベル、受検資格、検定料、申込期間、申込方法、日程・会場等については、「F.S.A. Styling Map 検定 実施要項」（以下、「実施要項」という）に定めるものとし、実施要項は当協会の公式 Web サイト（<http://stylist-kyokai.jp/>）にて、公示するものとする。

第4条（検定実施方針）

1. 本検定は、当協会及び認定校の別途定める時期及び頻度において実施される。
2. 当協会は、本規約及び実施要項の定めるところにより、本検定を公正かつ厳正に実施する。

第5条（検定の種類）

本検定は業種別に以下の 6 種類の検定を設け、その詳細については当協会が別途これを定める。

1. F.S.A. Styling Map 検定 ファッションスタイリスト
2. F.S.A. Styling Map 検定 ヘアメイクスタイリスト
3. F.S.A. Styling Map 検定 ネイルスタイリスト
4. F.S.A. Styling Map 検定 ブライダルスタイリスト

5. F.S.A. Styling Map 検定 スーツスタイリスト
6. F.S.A. Styling Map 検定 パーソナルブランディングスタイリスト

第6条 (検定レベル)

検定レベルの名称及び各レベルに求められる知識・技術水準は以下の通りとし、その詳細については当協会が別途これを定める。

1.<ジュニア>レベル

【知る】

- ① スタイリングと Styling Map の基礎知識を身につける。
- ② 学習で初歩的な分析や分類方法を習得する。

2.<プレイヤー>レベル

【できる・使える】

- ① 思考・言動パターンを活かした接客スキルを身につける。
- ② デザイン画でスタイリング提案ができる。
- ③ 多数の人の分析・分類ができる。
- ④ 幅広いアイテムの分析・分類ができる。
- ⑤ <ジュニア>レベルで学んだ基礎知識をベースに分析を深め、分析の精度を上げる。

3.<マスター>レベル

<プレイヤー>レベルまでで習得したことの実務実績・成果の、報告・発表を行う。Styling Map を仕事で活かし、その成果を他者にも伝えることができる者を<マスター>レベルと認定する。

第7条 (申込手続)

本検定を受検しようとする者は、本検定規約を承認の上、実施要項に定める申込期間内に、所定の申込方法にて手続きを行い、検定料を払い込まなければならない。尚、検定料の払い込みによって申込手続は完了するものとする。

第8条（検定申込みの受付期間、変更、取消）

1. 一般受検<ジュニア>レベル、<プレイヤー>レベルの場合
 - ① 受付期間は、当協会の公式 Web サイトにて公示するものとする。
 - ② 変更及び取消は、ご入金前まで可能。ご入金後は変更、取消の受付不可。
取消した場合でも検定料の返金は不可とする。
2. 団体受検<ジュニア>レベル、<プレイヤー>レベルの場合
 - ① 1ヶ月前までに当協会へ受検日を通知すること。
受付期間は、検定試験日の14日（2週間）より前までとする。
14日（2週間）をきる申込みは不可とする。
 - ② 変更及び取消は、検定試験日の14日（2週間）より前まで可能。
14日（2週間）以降は変更及び取消不可。
取消した場合でも検定料の返金は不可とする。
3. <マスター>レベルの場合
 - ① 受付期間は、受検希望日の1～3ヶ月前の期間とする。
1ヶ月をきる申込みは不可とする。
 - ② 変更及び取消は、ご入金前まで可能。ご入金後は変更及び取消不可。
取消した場合でも検定料の返金は不可とする。
4. 本検定の受検者が払い込んだ検定料は、病気・ケガ等による当日の欠席、遅刻、不正行為による受検資格の失効など、いかなる理由があっても返金しないものとする。ただし当協会の責に帰すべき事由がある場合においてはこの限りではない。

第9条（受検資格）

1. 本検定受検のための資格については受検レベルにより異なり、その詳細は実施要項に定めるものとする。
2. <ジュニア>レベルの受検は、どなたでも受検可能とする。
3. <プレイヤー>レベルの受検は、下記の内容を満たしていることを条件とする。
 - ① 同業種<ジュニア>レベルの合格者であること。または、他業種<プレイヤー>レベルの合格者であること。
 - ② 各業種検定セミナー<プレイヤー>レベルを受講していること。

4. <マスター>レベルの受検は、下記の内容を満たしていることを条件とする。
 - ① 同業種<プレイヤー>レベルの合格者であること。
 - ② 6ヵ月以上の実務経歴があること。
 - ※<マスター>レベルは2年の更新制度とする(更新には更新料¥10,000 税別の納付及び1、2、3の再試験が必須となる)
 - ※認定日を2年過ぎると失効となる
 - ※<マスター>レベル合格者の中で、希望者は当協会HPに個人名を記載する
5. 認定証の有無に関わらず、またいずれの検定レベルにおいても、当協会は申込者が本検定の受検に相応しくないと判断した場合、当該申込者の受検を拒否することができる。その場合の返金については第8条に従うものとする。

第10条 (試験実施の留意点)

1. 試験開始時刻の変更、試験の中止
交通機関の乱れなどで試験実施に影響を与える事態が発生した場合は、試験監督者が当協会に報告し指示を仰ぐこと。天災による受検日の変更によって、検定申込のキャンセル等が発生することはない。万が一、受検日の変更が起こる場合、当初の検定日より1週間以内の日程で設定すること。遅くとも2週間以内、難しい場合は要相談となる。
2. 試験監督者は、「F.S.A. Styling Map 検定 試験監督者用 検定実施マニュアル」にそって行動すること。

第11条 (不正行為)

1. 受検者が本検定実施中に次の各号に掲げる行為を行った場合には、これを不正行為とみなす。不正行為と認められた場合、受検者はその回の本検定の受検資格を失い失格となる。
 - ① 氏名等を偽って受検した場合。
 - ② 受検者本人による受検をしなかった場合。
 - ③ 他の受検者の受検を妨害する行為を行った場合。
 - ④ 受検者が受検資格を満たさないにもかかわらず受検した場合。
 - ⑤ 本検定の進行を妨げる行為を行った場合。
 - ⑥ その他、当協会が不正行為と判断した場合。

2. 合格者に前項に定める不正行為があったことが受検後に明らかになった場合、当協会は合格の認定を取り消すことが出来るものとする。

第 12 条（審査結果の不回答）

当協会は、合否の如何を問わず、本検定の採点結果、合否の理由等、審査結果に関する一切について回答する義務を負わない。

第 13 条（合否通知）

1. 当協会は、本検定の受検者に対し、実施要項に定める合格発表期日迄に、合否いずれかの通知を発送する。
2. 合格の場合、当協会は、第 15 条に定める「認定証」の発送をもって通知を行う。

第 14 条（試験問題返送）

1. 試験終了後は、試験問題を含む全ての書類を配達記録付郵便（宅急便、メール便等）で当協会宛に返送する。普通郵便等で返送した場合の紛失に関して当協会は一切の責任を負わない。
2. 紛失等で当協会へ返送されなかった場合、いかなる理由でも合否は出さないものとする。

第 15 条（認定証）

1. 当協会は、本検定の合格者に対し「認定証」を発行する。
2. 当協会は、認定証の交付を以って、本検定の合格者のスタイリング技術が受検した検定レベルにおいて、第 6 条に定める水準（合格）に達していることを認定する。
3. 認定証の再発行について、紛失等如何なる理由でも 1 名分につき再発行手数料 ¥2,000（消費税別）が発生する。実費送料を含んでいる。但し、振込み手数料は受検者もしくは団体受検申込者の負担となる。
4. 認定証は、配達記録付郵便（宅急便、メール便等）で送付する。

第 16 条（検定の撮影及び公表）

当協会は、本検定の受検者を撮影し、本検定及び検定セミナーの広告物等に使用することが出来るものとし、本検定の受検者はこれを承認する。

第 17 条（個人情報の取扱い）

本検定に関し当協会が入手した個人情報は、以下に挙げる利用目的に限り、当協会が利用できるものとする。

1. 本検定の受検票、受検必要書類等の発送
2. 本検定の「認定証」の発送
3. その他、本検定に関する情報の提供

第 18 条（禁止事項）

本検定において次の各号に掲げる行為を禁止事項とみなす。

1. 当協会または第三者になりすます行為または意図的に虚偽の情報を流布させる行為。
2. 当協会に報告なく、本検定を現金、財産、その他経済上の利益と交換する行為。
3. 当協会に報告なく、本検定を営業、宣伝、広告、勧誘、その他営利を目的とする行為。
4. その他、本検定に関する当協会が不相当と判断した行為。

第 19 条（免責事項）

本検定の受検者が本検定に申込み、又は受検したことに関連し、何らかの損害・損失・不利益などを蒙った場合でも、当協会は一切責任を負わないものとする。

第 20 条（裁判管轄）

本検定に関連し、本検定の受検者と当協会の間で訴訟が生じた場合、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。

第 21 条（検定の終了）

本検定の受検者は、諸般の事情により将来、本検定の一部又は全部が終了する可能性があることを、予め了承するものとする。

第 22 条（規約の変更）

本規約は予告なく変更されることがある。

付則

2014 年 4 月 1 日施行

2015 年 7 月 1 日改定

2016 年 4 月 1 日改定

2017 年 4 月 1 日改定

2018 年 4 月 1 日改定

2019 年 4 月 1 日改定